

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (6・1 掲示)	1
◎高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○特定計量器の定期検査の実施 (3 件) (商工振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更 (治山林道課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港 湾 課)	5
◎告示 (港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定) の一部改正 ( " )	5
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計企画課)	7
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	7

## 規 則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日 (掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第72号

#### 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則 (昭和44年高知県規則第52号) の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「大型自動車」を「大型自動車、中型自動車」に改める。

別記様式注1中「大型自動車」を「大型自動車、中型自動車」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第73号

#### 高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 (平成13年高知県規則第153号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記 第 1 号様式 (第 3 条関係)

高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けたいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条の規定により次のとおり申請します。

Table with 2 columns: 申請者, 賃貸人の氏名又は名称 / 賃貸人の住所

Table with 2 columns: 連絡先, 賃貸人の連絡先又は建物(建物の一部を含む。)の貸借の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所及び連絡先

Table with 2 columns: 賃貸住宅の所在地, 高齢者円滑入居賃貸住宅部分 (全住戸/一部), 構造, 階数, 建設年月

Main table with 4 columns: 項目, 高齢者専用賃貸住宅(A), 高齢者専用賃貸住宅以外の高齢者円滑入居賃貸住宅(B), 高齢者円滑入居賃貸住宅((A)及び(B)がある場合にのみ記入してください。)

Table with 5 columns: 賃貸住宅の構造又は設備, 段差のない床, 便所、浴室及び階段の手すり, 介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入り口, 介助を考慮した広さの便所で腰掛け便座が設けられたもの, 介助を考慮した広さの浴室, エレベーター, 非常通報装置, 共用部分における共同利用施設, 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 30 条第 1 項の認定, 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 56 条の認可, 介護その他日常生活上の世話の提供の有無, 特定施設入居者生活介護の指定の有無

Table with 2 columns: 参考事項, 住宅情報, 連絡先情報

(高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない旨の誓約)

私は、次の 1 から 4 までのいずれの者にも該当しないことを誓約します。

申請者 氏名 (自署)

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 14 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 1 年を経過しないもの
3 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が 1 又は 2 のいずれかに該当するもの
4 法人であって、その役員のうち 1 又は 2 のいずれかに該当する者があるもの

(手数料の振り込みを証する書面のはり付け欄)

Table with 4 columns: ※ 登録年月日, 年 月 日, ※ 登録番号, 第 号

注 1 ※印欄は、記載しないでください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

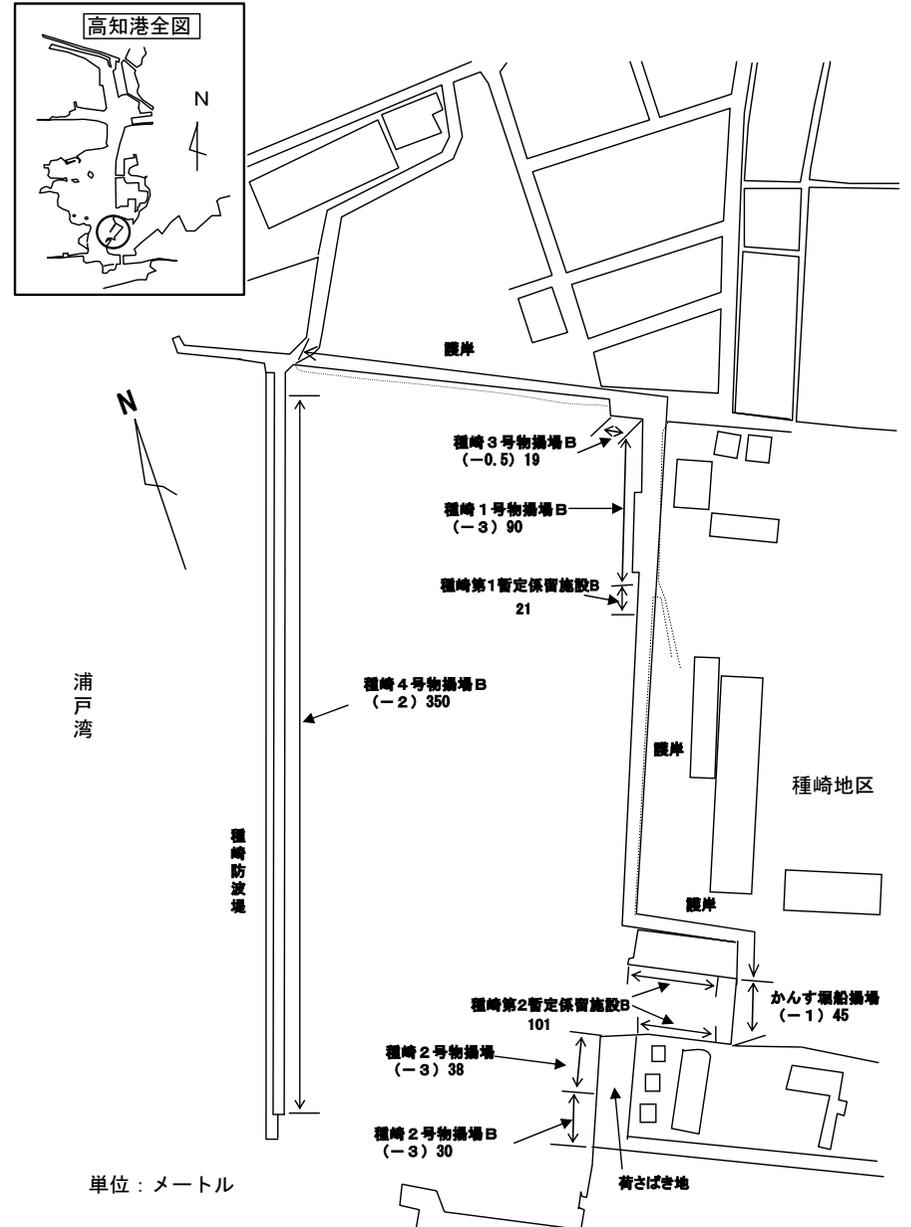
高知県規則第74号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1の9を次のように改める。

別図1の9 高知港種崎荷さばき地等の区域図



**附 則**

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

**告 示**

**高知県告示第400号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
仁淀川町	平成19年9月10日	午前11時から正午まで	仁淀川町名野川出張所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	仁淀川町役場
〃	平成19年9月11日	午後1時から午後3時まで	仁淀川町池川総合支所
〃	平成19年9月12日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

仁淀川町

(2) 検査の年月日

平成19年9月12日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第401号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
いの町	平成19年9月18日	午前10時から午前11時30分まで	いの町立吾北中央公民館
〃	〃	午後1時から午後2時まで	吾北山村開発センター
〃	平成19年9月19日	午前10時から午前11時30分まで	伊野町農業協同組合八田支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	波川公民館
〃	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	高知県中部教育事務所
〃	平成19年9月20日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	いの町役場
〃	平成19年9月21日	午前10時30分から午前11時30分まで	伊野町農業協同組合神谷支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	大原ハイヤー勝賀瀬営業所
〃	平成19年9月25日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

いの町

(2) 検査の年月日

平成19年9月25日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

日並びに休日を除く。）

**高知県告示第402号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
春野町	平成19年9月25日	午前10時30分から午前11時30分まで	高知春野農業協同組合諸木支所
〃	〃	午後1時から午後2時まで	弘岡中公民館
〃	平成19年9月26日	午前10時30分から午前11時30分まで	高知春野農業協同組合西畑支所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	春野町役場
〃	平成19年9月27日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

春野町

(2) 検査の年月日

平成19年9月27日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

**高知県告示第403号**

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
高岡郡津野町(次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成19年6月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 柳瀬越知
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	-----------------	---------------

高岡郡日高村宮ノ谷字尼ヶ谷1752番から高岡郡日高村宮ノ谷字神母前578番2まで	前	A	0.6 }	349
		B	10.6 }	
高岡郡日高村宮ノ谷字尼ヶ谷1752番地先から高岡郡日高村宮ノ谷字牛鎌先606番1まで	後		10.6 }	265
			23.0	

高知県告示第405号

昭和61年5月高知県告示第317号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正し、平成19年7月1日から施行する。  
平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

表高知港の項中

高知市種崎地先	種崎1号物揚場	3.0	90	1.0
〃	〃 2号物揚場	3.0	68	1.0
〃	〃 3号物揚場	0.5	19	1.0
〃	〃 4号物揚場	2.0	350	1.0

を

高知市種崎地先	種崎1号物揚場B	3.0	90	1.0
〃	〃 2号物揚場	3.0	38	1.0
〃	〃 2号物揚場B	3.0	30	1.0

〃	〃 3号物揚場B	0.5	19	1.0
〃	〃 4号物揚場B	2.0	350	1.0
〃	〃 第1暫定係留施設B	-	21	-
〃	〃 第2暫定係留施設B	-	101	-

に改める。

高知県告示第406号

平成14年3月高知県告示第114号(港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部を次のように改正し、平成19年7月1日から施行する。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

表中

高知港	高知市御畳瀬地先	みませ1号導流堤、みませ1号導流堤北東端からみませ2号導流堤南東端まで引いた線、みませ2号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1	船舶
	高知市仁井田舟倉地先	仁井田南埋立2号護岸西端から仁井田第3防波堤北西端まで引いた線、仁井田第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の2	
	高知市朝日ヶ丘地先	仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の3	

を「

高知市横 浜地先	横浜第1防波堤、横浜第 1防波堤南西端から横浜 第2防波堤南東端まで引 いた線、横浜第2防波 堤、横浜第2防波堤北西 端から横浜第3防波堤南 西端まで引いた線、横浜 第3防波堤及び陸岸によ り囲まれた海面 別図1 の4
高知市藻 州潟地先	もずかた第2防波堤、も ずかた第2防波堤北東端 からもずかた第4防波堤 北西端まで引いた線、も ずかた第4防波堤、もず かた1号導流堤及び陸岸 により囲まれた海面 別 図1の5
高知市浦 戸地先	浦戸胸壁、浦戸胸壁北東 端から浦戸1号導流堤北 東端まで引いた線、浦戸 1号導流堤、浦戸1号導 流堤北西端から浦戸2号 導流堤北東端まで引いた 線、浦戸2号導流堤、浦 戸2号導流堤北西端から 浦戸胸壁北西端からもず かた護岸沿いに北へ56メ ートルの同護岸端まで引 いた線及び陸岸により囲 まれた海面 別図1の6

高知港	高知市御 豊瀬地先	みませ1号導流堤、みま せ1号導流堤北東端から みませ2号導流堤南東端 まで引いた線、みませ2 号導流堤及び陸岸により 囲まれた海面 別図1	船舶
	高知市仁 井田舟倉	仁井田南埋立2号護岸西 端から仁井田第3防波堤	

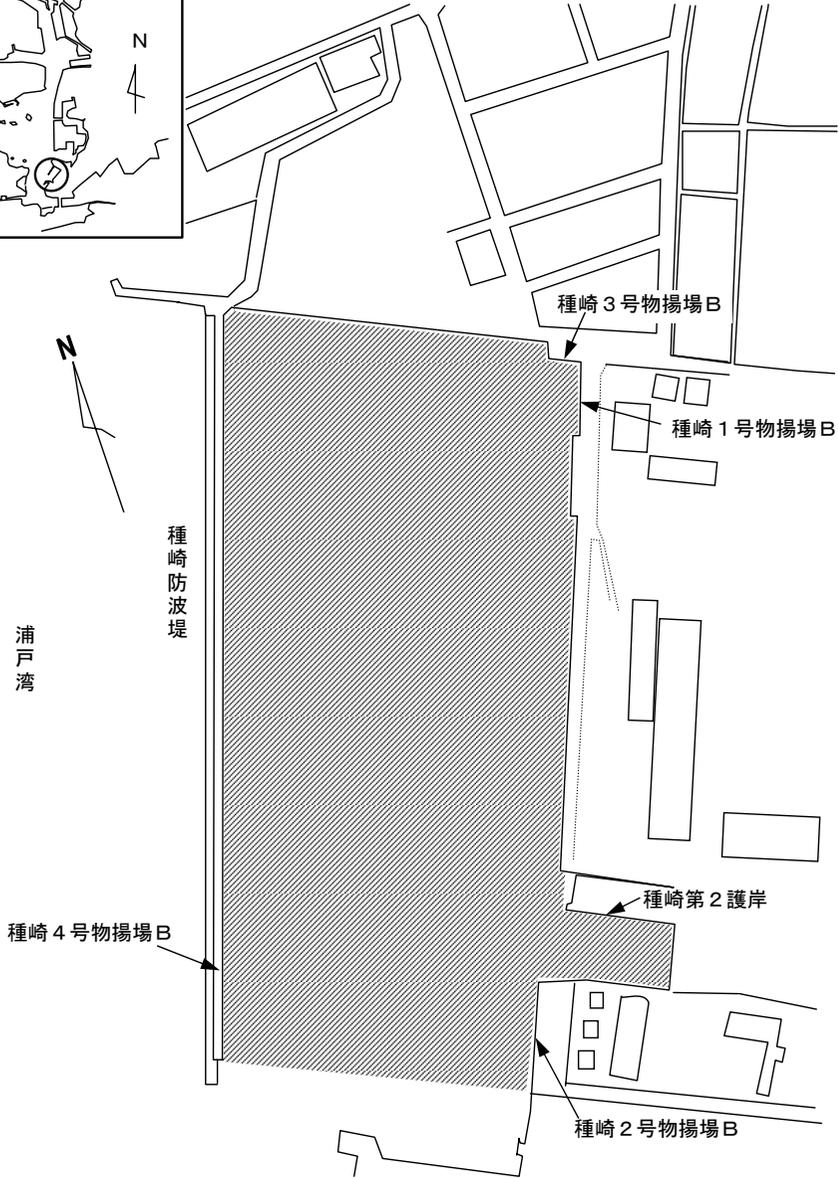
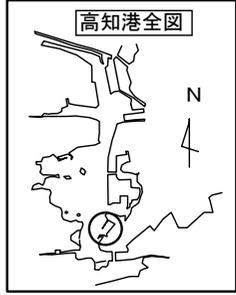
地先	北西端まで引いた線、仁 井田第3防波堤及び陸岸 により囲まれた海面 別 図1の2
高知市朝 日ヶ丘地 先	仁井田北埋立護岸南西端 から仁井田南埋立1号護 岸北西端まで引いた線、 仁井田護岸西端から仁井 田南埋立1号護岸北西端 から東へ340メートルの 同護岸端まで引いた線及 び陸岸により囲まれた海 面 別図1の3
高知市横 浜地先	横浜第1防波堤、横浜第 1防波堤南西端から横浜 第2防波堤南東端まで引 いた線、横浜第2防波 堤、横浜第2防波堤北西 端から横浜第3防波堤南 西端まで引いた線、横浜 第3防波堤及び陸岸によ り囲まれた海面 別図1 の4
高知市藻 州潟地先	もずかた第2防波堤、も ずかた第2防波堤北東端 からもずかた第4防波堤 北西端まで引いた線、も ずかた第4防波堤、もず かた1号導流堤及び陸岸 により囲まれた海面 別 図1の5
高知市浦 戸地先	浦戸胸壁、浦戸胸壁北東 端から浦戸1号導流堤北 東端まで引いた線、浦戸 1号導流堤、浦戸1号導 流堤北西端から浦戸2号 導流堤北東端まで引いた 線、浦戸2号導流堤、浦 戸2号導流堤北西端から 浦戸胸壁北西端からもず かた護岸沿いに北へ56メ

		ートルの同護岸端まで引 いた線及び陸岸により囲 まれた海面 別図1の6
高知市種 崎地先	種崎4号物揚場B、種崎 4号物揚場B南東端から 種崎2号物揚場B南西端 まで引いた線及び陸岸に より囲まれた海面 別図 1の7	

に改める。  
別図1の6の次に次の1図を加える。

別図1の7 高知港における放置等禁止区域

高知港 高知市種崎地区



高知県告示第407号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
南国市大堀乙894-1  
南国市農業協同組合  
代表理事組合長 佐々木 武男
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
南国市大堀甲2301 南国市役所内  
南国市農業協同組合
- 3 廃止年月日  
平成19年4月23日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久枝土地改良区の定款の変更を平成19年5月28日に認可した。

平成19年6月8日

高知県知事 橋本 大二郎